



2024年12月19日

各 位

会社名 エコナビスタ株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 君人
(コード番号: 5585 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 経営企画室長 川又 大祐
(TEL 03-6206-9207)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年1月30日開催予定の当社第22回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役の任期の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、現行定款の第20条（任期）の一部を変更し、取締役の任期を2年から1年に短縮するものです。なお、変更後の任期は、本総会で選任される取締役から適用されます。

(2) 剰余金の配当等の決定機関の追加

資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第36条として新設するほか、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除し、併せて現行定款第37条（剰余金の配当の基準日）について所要の変更を行うものであります。

(3) 上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年1月30日
定款変更の効力発生日	2025年1月30日

以上

<別紙>

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第6条 <条文省略></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第19条 <条文省略></p> <p>(任期)</p> <p><u>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <条文省略></p> <p>第21条～第36条 <条文省略></p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第37条 当社は株主総会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により毎年4月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>3. <条文省略></p> <p>第38条 <条文省略></p>	<p>第1条～第6条 <現行どおり></p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第18条 <現行どおり></p> <p>(任期)</p> <p><u>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <現行どおり></p> <p>第20条～第35条 <現行どおり></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u></p> <p>3. <現行どおり></p> <p>第38条 <現行どおり></p>